

霧島市手数料条例の一部改正について

霧島市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 7 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第77項の手数料を徴収する事項の欄各号列記以外の部分中「第 5 項」を「第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年10月 1 日から施行する。

（提案理由）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）が改正され、長期優良住宅認定制度の認定対象に、建築行為を伴わない既存住宅が追加されたため、本条例の所要の改正をしようとするものである。